

資料 1

「第2次宇都宮市自殺対策計画」 (案) について

1 策定経過

令和6年	8月 2日	第1回宇都宮市自殺対策ネットワーク会議 (庁外検討組織)
	9月11日	第2回宇都宮市自殺対策ネットワーク会議 (庁外検討組織)
	11月25日	パブリックコメント実施 (意見なし)
	12月24日	
令和7年	1月17日	第3回宇都宮市自殺対策ネットワーク会議 (庁外検討組織)

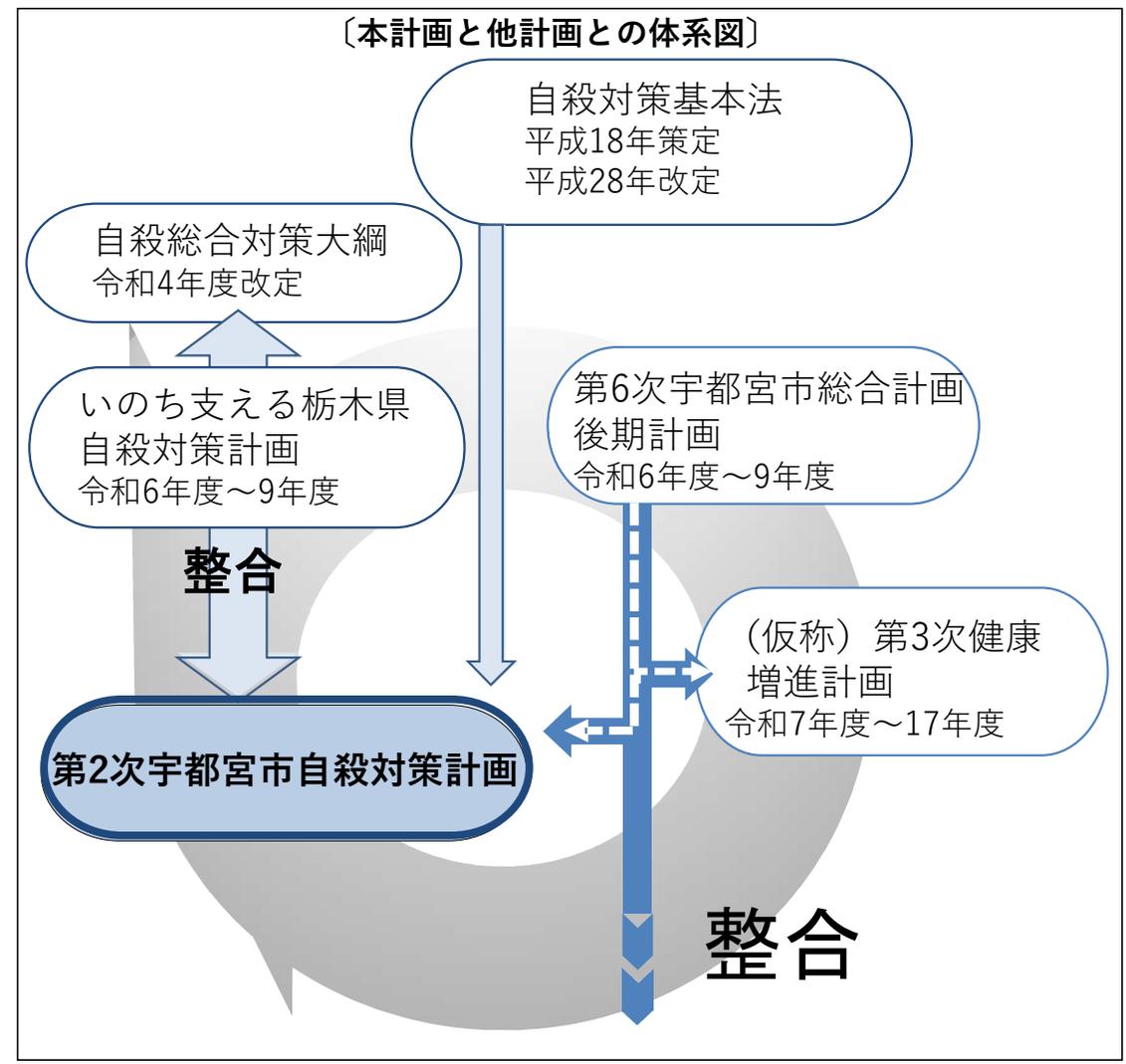
2 策定の目的

【策定の目的】

国の「自殺総合対策大綱」及び「いのち支える栃木県自殺対策計画（第2期）」と整合を図り，保健，医療，福祉，教育，労働その他の関連施策との有機的な連携を図りながら総合的かつ効果的に推進していくための市町村自殺対策計画（**自殺対策基本法第13条第2項に規定**）

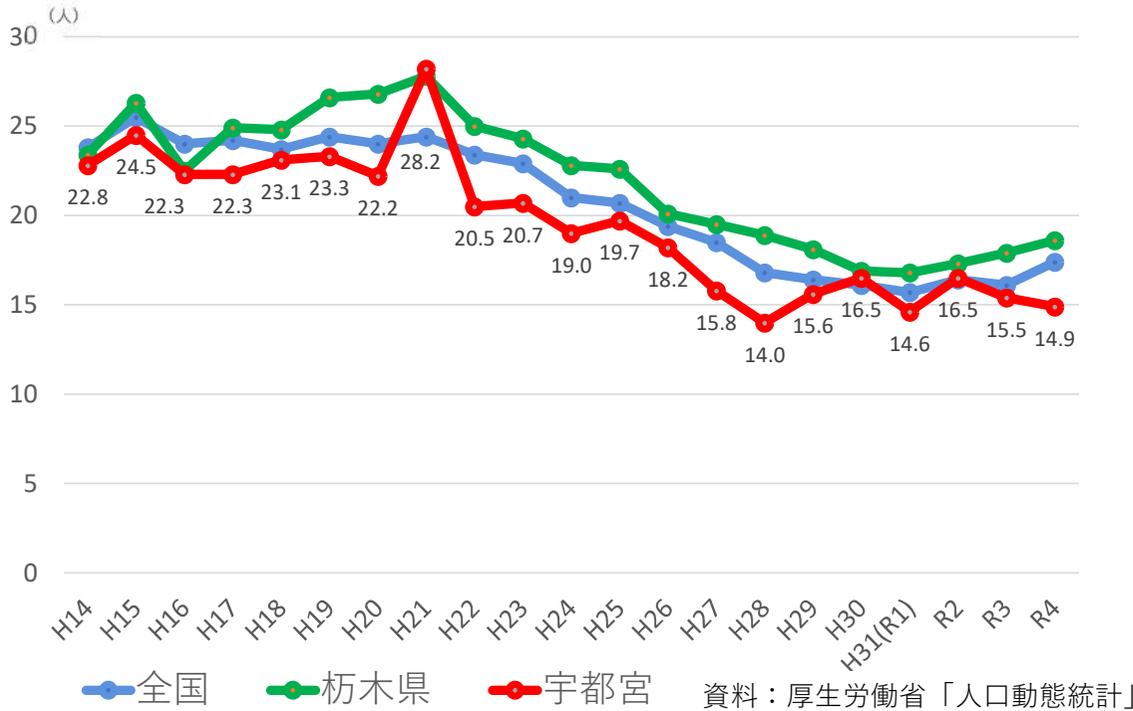
【計画期間】

令和7年度から令和10年度までの4年間



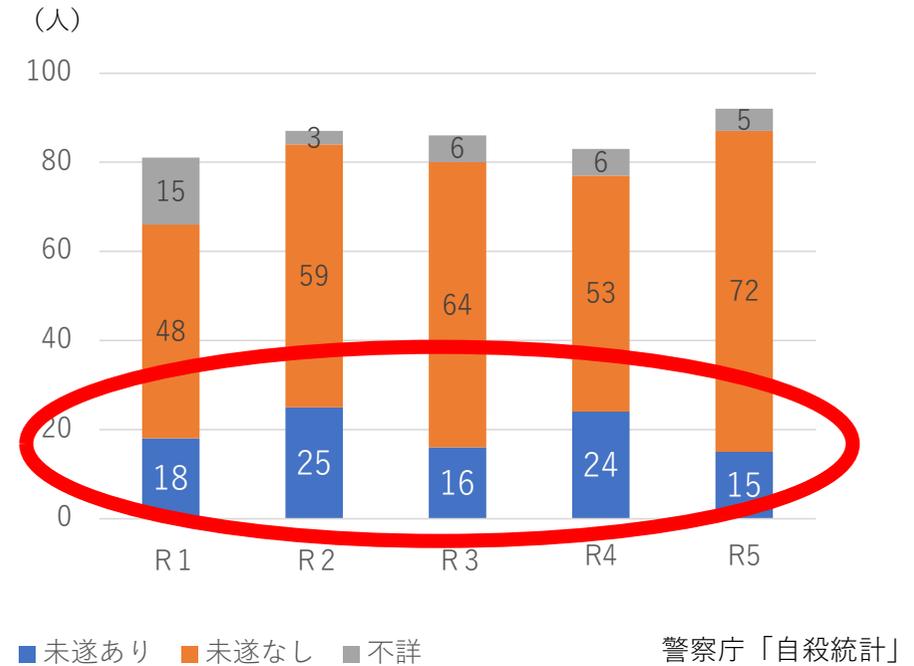
3 現状

■自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移



自殺死亡率は本市の最多となった平成21（2009）年の28.2と比較し減少傾向だが、第1次計画の基準年である平成28年(2016年14.0)以降はほぼ横ばいの傾向にある。依然として自殺に追い込まれている市民がいることから更なる自殺者数の減少に向けた取り組みが必要。

■自殺未遂歴の有無（宇都宮市）



自殺者の自殺未遂歴については、「未遂歴あり」の割合が過去5年間の構成割合で約2割(22.8%)となっており、国(H30-R4年構成割合19.5%)、県(H30-R4年構成割合22.1%)よりも高い傾向にある。

4 計画の内容及び特徴

(計画の特徴)

【特徴1】普及啓発，早期発見，早期支援の三つの段階に基づく自殺対策

自殺者の減少に向け，自殺を防ぐための知識を普及啓発し，自殺リスクの高い人に気づき，早期に相談支援に繋げるという考えを基に自殺対策を推進する。

【特徴2】自殺未遂者への対策の充実

自殺のハイリスク者である自殺未遂者への対策として新たに自殺未遂者を支援する仕組みづくりを構築し，自殺未遂者の再企図を防ぐ。

【特徴3】幅広い分野における総合的な自殺対策の推進

中高年層への取り組みだけでなく，女性や若者に向けた総合的な自殺対策を進めるために，庁内各課における関連事業を推進し，綿密な連携を図りながら市全体で自殺対策を推進する。

5 計画の内容及び特徴

基 本 目 標

市民一人ひとりの生きる力を社会全体が一丸となって支え、
「誰も自殺に追い込まれることのない宇都宮」の実現を目指します。

基本施策

主な事業

基本施策1
こころの健康づくりの推進

- ・こころの健康教育の機会を確保
- ・誰かに助けを求めることの普及啓発，相談支援体制の整備充実

- ・事業所向けこころの健康づくり研修会の開催

基本施策2
自殺の危険性が高い人を早期発見する環境づくり

- ・ゲートキーパーの拡充
- ・保健師等の資質の向上
- ・関係機関・団体との綿密な連携

- ・ゲートキーパー研修会の実施
- ・宇都宮市自殺対策ネットワーク会議の開催

基本施策3
様々な問題を抱える方への相談支援の充実

- ・相談支援に係る連携体制の充実
- ・自殺未遂者の再企図を防ぐ

- ・こころの健康相談の実施
- ・自殺未遂者支援連携部会の開催

6 計画の内容及び特徴

基本施策	事業名 ※主な事業抜粋
<p>基本施策1 こころの健康づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【拡充】事業所向けこころの健康づくり研修会の開催 ・こころの健康に関する健康教育の実施（一般市民，高校・大学・専門学校生） ・自殺予防週間・自殺対策強化月間における周知啓発 ・こころの日イベントの開催 ・健診会場におけるメンタルヘルスリーフレットの配布
<p>基本施策2 自殺の危険性が高い人を早期発見する環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【拡充】ゲートキーパー研修会の実施 （一般市民，民生・児童委員，高齢者支援者，教職員，理美容業者，市窓口職員，薬剤師向け，事業所，大学生・専門学校生，大学・専門学校教職員向け） ・【拡充】宇都宮市自殺対策ネットワーク会議の開催 ・宮っこの居場所づくり事業の実施
<p>基本施策3 様々な課題を抱える方への相談支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【新規】自殺未遂者支援連携部会の開催 ・SNS相談を活用した相談窓口リーフレットの作成・配布 ・【拡充】こころの健康相談の実施 ・精神保健福祉相談の実施 ・自殺未遂者，自死遺族を支援する方のためのマニュアルの作成・配布 ・【新規】つながりサポート女性支援事業 ・スクールカウンセラーの配置 ・包括的相談支援事業（保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」）の実施

7 数値目標等

数値目標の設定

自殺総合対策大綱（令和4年度改定）で揚げられた「令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させる」という目標を踏まえ、引き続き本市の令和8年の目標を自殺死亡率**11.0**とする。
*国の数値目標を踏まえ、本市平成27年の自殺死亡率15.8から30%減少させ**11.0**を数値目標とする。
なお、令和8年に改定される国の自殺対策大綱の動向をみて随時、見直しをすることとする。

基本施策ごとの指標の設定

基本施策	指標と目標値	評価方法
基本施策1 こころの健康づくりを推進する	指標 「 こころの健康に関する健康教育 」の受講者数 現状値 R5年度実績 1,029人/年 目標値 2028（R10）年度目標値 1,800人/年	こころの健康の保持増進を図るため、こころの病気に関する正しい知識等を普及啓発することがこころの健康づくりにつながることから、「こころの健康に関する健康教育」の受講者数を評価する。
基本施策2 自殺の危険性が高い人を早期発見する環境づくり	指標 「 ゲートキーパー研修会 」の受講者数 現状値 R5年度実績 延4,030人 目標値 2028（R10）年度目標値計 延7,000人	ゲートキーパーは、自殺ハイリスク者の早期発見において重要な役割を担うことから、あらゆる市民に対し、ゲートキーパーを養成するための研修会を開催し、その受講者数を評価する。
基本施策3 様々な問題を抱える方への相談支援の充実	指標 「 こころの健康相談 」相談件数 現状値 R5年度実績 7,141件/年 目標値 2028（R10）年度目標値 7,500件/年	自殺の背景には、こころの健康問題が大きく関与していることから、こころの健康づくりや早期に発見することのできる環境づくりなどを行いながら保健と福祉の相談窓口を含むすべてのこころの健康相談窓口における相談件数を評価する。